

はしがき

平成27年2月27日に改正商業登記規則が施行され、役員変更の登記に必要な添付書類が大幅に変更されました。規則改正前と比べて、役員就任時の添付書類として本人確認証明書が新たに要求されるようになり、法務局に印鑑の届出をしている代表者が辞任する際の辞任届に押印する印鑑についても新たな規定が盛り込まれました。また、役員の婚姻前の氏(旧姓)の登記もできるようになりました。

さらに、平成27年5月1日に改正会社法が施行され、新たに監査等委員会設置会社の機関設計の創設をはじめとして、従来型の会社でも、監査役の権限が会計に限定する旨の定款の定めがある場合にはその旨の登記が必要となり、また、責任限定契約を締結した社外役員の社外性の登記が不要となりました。

特に商業登記規則の改正によって、役員変更登記の添付書類が従来と大きく変わることになり、事例に応じてどのように申請書類を準備すればよいのかの判断がかなり複雑になったと思います。

本書では、中小企業において一般的によくあると思われる、取締役・代表取締役・監査役の役員変更の事例をできるだけ取り上げて、その事例ごとにどのような申請書・添付書類が必要なのか、その書類の記載方法や押印方法はどのようにすればよいのか等について具体的な書式例を掲載して解説しています。

各社の事例に応じて該当の記載例を参考にさせていただき、役員変更の登記を申請する会社の代表者や法務・総務担当者、その他役員変更登記にかかわる方々の一助となれば幸いです。

最後に、本書出版の機会をいただいた株式会社日本法令の編集者の皆様や、本書の校正作業をお手伝いいただき非常に有益な助言を頂戴した司法書士の齋藤雅紀氏及び糸永弥栄子氏にはこの場を借りて改めて心より感謝申し上げます。

平成27年8月

司法書士・行政書士 永淵 圭一

【改訂版発行に寄せて】

平成28年10月1日に改正商業登記規則が施行され、役員を選任等の株主総会決議を要する登記の申請の際には、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等の株主の情報を記載した、いわゆる「株主リスト」の添付が必要となりました。例えば株主総会で役員を選任した場合、株主総会議事録が登記申請の際の添付書類の一つですが、今後は株主総会議事録とともに株主リストも併せて添付しなければなりません。

近年、商業登記規則の改正が続き、それに伴って添付すべき書類も増え、役員変更登記の際にどの書類を準備すればいいのかという判断が非常に難しくなっています。

今回の改訂では、本書で取り上げている事例の中で、株主リストが必要となるケースについてはその旨を反映したうえで、株主リストについての解説も追加しました。

引き続き、本書が役員変更登記にかかわる方々の一助となれば幸いです。

平成29年5月

司法書士・行政書士 永淵 圭一

【改訂増補版発行に寄せて】

平成30年3月12日以降、法務局に商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書の「商号」の上部に、法人名のフリガナを記載することになりましたので、今回は、登記申請書の記載例にその旨の反映を行いました。

また、会社法が施行されて12年が経過しましたが、最後の登記から12年経過している株式会社（有限会社は対象外）は、毎年行われる休眠会社の整理作業によりみなし解散の登記がされるため、みなし解散された株式会社が会社継続するケースの記載例を追加しました。

平成30年12月

司法書士・行政書士 永淵 圭一

【3訂版発行に寄せて】

令和3年3月1日に令和元年改正会社法が施行され、株式会社（有限会社を含む）の取締役及び監査役の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人が削除されましたので、それに伴う記述の修正を行いました。

また、令和3年1月29日民商10号法務省民事局長通達により、押印規定の見直しがされたことによる記述の修正を行いました。

さらに、令和4年9月1日施行の改正商業登記規則により、これまで婚姻前の氏の記録しか認められていなかった併記可能な旧氏の範囲が拡大されたこと、登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の非表示措置が設けられたことについて、その旨の追記をしました。

令和4年12月

司法書士・行政書士 永渕 圭一

本書の利用方法

株式会社の場合、取締役会を設置している会社（取締役会設置会社）か設置していない会社（取締役会非設置会社）かで、決議の内容や添付書類等が変わってきます。また有限会社（特例有限会社）の場合、法律的には取締役会を設置していない株式会社として扱われていますが、登記すべき事項が株式会社と若干異なります。

そのため本書では、

- ① 取締役会設置会社の株式会社
- ② 取締役会非設置会社の株式会社
- ③ 有限会社

の3つの類型ごとに取締役・代表取締役・監査役の役員変更の事例を挙げています。

なお、本書では主に中小企業の役員変更登記を対象とするため、監査役会設置会社・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社や、会計参与・会計監査人に関する役員変更登記については扱っておりませんので、予めご了承ください。

事例集は第2編にそれぞれ類型ごとに掲載していますので、目次から各社の状況に合った事例を探していただき、各事例の記載内容のとおり申請書や添付書類を作成し、必要書類をご準備ください。

申請書や添付書類に関する総論的な解説は第1編にまとめてありますので、こちらも併せてご一読ください。

なお、本書では一般的な事例を取り上げていますので、掲載している事例と異なるケースや特殊なケースにおいては、本書の記載例がそのまま当てはまらない場合があります。その場合は、できるだけ登記申請前に管轄の法務局の相談窓口かお近くの司法書士等の専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。

Contents

はしがき	1
改訂版発行に寄せて	2
改訂増補版発行に寄せて	2
3訂版発行に寄せて	3
本書の利用方法	4

第 1 編

役員変更登記の概説

第 1 章 株式会社と特例有限会社の機関について 16

- 1 公開会社と非公開会社 16
- 2 取締役会設置会社と取締役会非設置会社 17
- 3 取締役, 代表取締役, 監査役について 19

第 2 章 役員変更登記に関連する近年の法令改正等の概要 24

第 1 節 会社法の改正 24

- 1 監査役の監査の範囲が会計限定の場合におけるその旨の登記 24
- 2 責任限定契約締結の際の社外取締役等の旨の登記の廃止 25
- 3 監査等委員会設置会社の創設 26
- 4 取締役等の欠格条項の削除 26

第2節 商業登記規則その他の改正 28

- 1 本人確認証明書 28
- 2 代表取締役が辞任する場合の辞任届 31
- 3 役員欄への旧氏の記録について 32
- 4 株主リスト 36
- 5 押印規定の見直し 41
- 6 代表取締役の住所の非表示措置 42

第3章 役員変更登記の手続きについて 45

第1節 役員変更登記のあらまし 45

- 1 役員の登記事項の変更 45
- 2 役員変更登記の申請期間 46

第2節 登記申請書の記載方法 47

- 1 本人申請の場合 47
- 2 代理人申請の場合 52
- 3 収入印紙貼付台紙 57
- 4 契印の方法 58
- 5 登記申請書類のとじ込み方 59
- 6 登記申請の方式 59

第3節 登記申請書の添付書類 61

- 1 添付書類の概要 61
- 2 添付書類の原本還付の方法 66
- 3 印鑑の届出 67

第4節 印鑑カード・各種証明書の交付申請 71

- 1 印鑑カード交付申請 71
- 2 印鑑証明書の交付申請 74
- 3 登記事項証明書の交付申請 78

第2編

役員変更登記の事例集

第1章 株式会社(取締役会設置会社)の役員変更登記事例 82

1 取締役の変更(代表取締役の変更なし) 84

- 1-1-1 取締役1名が就任した 84
- 1-1-2 取締役1名が辞任した 90
- 1-1-3 取締役1名が辞任し、取締役1名が就任した 94
- 1-1-4 取締役1名を解任した 100
- 1-1-5 取締役が死亡した 104
- 1-1-6 取締役が後見開始の審判を受けた 107

2 代表取締役が関係する変更 111

- 1-2-1 取締役、代表取締役、監査役の全員が任期満了で退任し、全員が再任されて就任した 111
- 1-2-2 取締役、代表取締役、監査役の全員が任期満了で退任し、一部が再任、一部が新規に選任されて就任した(代表取締役に変更なし) 119
- 1-2-3 取締役、代表取締役、監査役の全員が任期満了で退任し、別の者が全員新たに選任されて就任した 128
- 1-2-4 代表取締役が取締役を辞任し、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した 139
- 1-2-5 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し(取締役としては残る)、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した 148
- 1-2-6 代表取締役が取締役を辞任し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した 157
- 1-2-7 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し(取締役としては残る)、他の既存の取締役が代表取締役に就任した 166

した 163

1-2-8 代表取締役が死亡して、新たに取締役を選任し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した 169

1-2-9 代表取締役が死亡して、他の既存の取締役が代表取締役に就任した 177

1-2-10 代表取締役を取締役会で解職し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した 184

3 監査役の変更 189

1-3-1 監査役1名が就任した 189

1-3-2 監査役1名が辞任した 195

1-3-3 監査役1名が辞任し、新たに監査役1名が就任した
198

1-3-4 監査役1名が辞任し、新たに監査役1名が就任した(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨の登記も行う) 205

4 役員の氏名・住所の変更 215

1-4-1 代表取締役の住所が変更した 215

1-4-2 役員の氏名が変更した 218

1-4-3 役員の氏名が変更し、同時に旧氏の記録の申出をした
221

5 取締役会の廃止 226

1-5 取締役会設置会社から取締役会及び監査役を設置しない会社へ変更した 226

6 役員の責任免除・責任限定契約の登記 234

1-6-1 取締役等の責任免除に関する規定を設定した 234

1-6-2 取締役等の責任免除に関する規定を廃止した 240

1-6-3 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を設定した 246

1-6-4 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を廃止した 252

7 みなし解散の登記がされた会社の継続の登記 257

1-7-1 みなし解散後に取締役会設置会社のまま会社を継続した
257

1-7-2 みなし解散後に取締役会と監査役を廃止して取締役2名
のみで会社を継続した 267

第2章 株式会社(取締役会非設置会社)の役員変更登記事例 … 277

1 取締役の変更(代表取締役の変更なし) 279

2-1-1 取締役1名が就任した 279

2-1-2 取締役1名が辞任した 285

2-1-3 取締役1名が辞任し、取締役1名が就任した 288

2-1-4 取締役1名を解任した 294

2-1-5 取締役が死亡した 299

2-1-6 取締役が後見開始の審判を受けた 302

2 代表取締役が関係する変更 305

2-2-1 取締役、代表取締役の全員が任期満了で退任し、全員が
再任されて就任した(代表取締役は株主総会の決議で選
定) 305

2-2-2 取締役、代表取締役の全員が任期満了で退任し、全員が
再任されて就任した(代表取締役は取締役の互選で選定)
312

2-2-3 取締役の全員が任期満了で退任し、一部が再任、一部が
新たに選任されて就任した(代表取締役は株主総会の決
議で選定) 320

2-2-4 取締役、代表取締役の全員が任期満了で退任し、別の者
が全員新たに選任されて就任した(代表取締役は取締役
の互選で選定) 327

2-2-5 取締役、代表取締役の全員が任期途中で辞任し、別の者
が全員新たに選任されて就任した(代表取締役は株主総
会の決議で選定) 335

- 2-2-6 代表取締役が取締役及び代表取締役を辞任し、残りの取締役が代表取締役でない取締役1名のみとなった(代表取締役は取締役の互選で選定) 343
- 2-2-7 代表取締役が取締役及び代表取締役を辞任し、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会の決議で選定) 348
- 2-2-8 代表取締役が取締役及び代表取締役を辞任し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会の決議で選定) 355
- 2-2-9 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し(取締役としては残る)、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会で選定) 361
- 2-2-10 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し(取締役としては残る)、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は取締役の互選で選定) 368
- 2-2-11 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し(取締役としては残る)、他の既存の取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会で選定) 377
- 2-2-12 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し(取締役としては残る)、他の既存の取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は取締役の互選で選定) 382
- 2-2-13 代表取締役が死亡して、新たに取締役を選任し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会で選定) 388
- 2-2-14 代表取締役が死亡して、他の既存の取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会で選定) 395

3 取締役会の設置 401

- 2-3 取締役会非設置会社から取締役会及び監査役を設置する会社へ変更した(取締役の任期途中での変更) 401

4 役員の氏名・住所の変更 411

※ 取締役会非設置会社の「役員の氏名・住所の変更」については、取締役会設置会社の事例と内容は同じですので、「第2編第1章4 役員の氏名・住所の変更」(P. 215以下)の該当部分をご参照ください。

1-4-1 代表取締役の住所が変更した 215

1-4-2 役員の氏が変更した 218

1-4-3 役員の氏が変更し、同時に旧氏の記録の申出をした
221

5 みなし解散の登記がされた会社の継続の登記 412

2-5 みなし解散後に取締役1名のみで会社を継続した 412

第3章 有限会社(特例有限会社)の役員変更登記事例 419

1 取締役の変更 421

3-1-1 取締役1名が就任した 421

3-1-2 取締役1名が辞任した 426

3-1-3 取締役1名が辞任し、取締役1名が就任した 429

3-1-4 取締役1名を解任した 435

3-1-5 取締役が死亡した 440

3-1-6 取締役が後見開始の審判を受けた 443

2 代表取締役が関係する変更 446

3-2-1 既存の取締役が1名で、新たに取締役1名を選任し、既存の取締役が代表取締役に就任した(代表取締役は株主総会の決議で選定) 446

3-2-2 取締役1名が辞任し、残りの取締役が代表取締役である取締役1名のみとなった 452

3-2-3 代表取締役が取締役及び代表取締役を辞任し、残りの取締役が代表取締役でない取締役1名のみとなった(代表取締役は取締役の互選で選定) 456

3-2-4 取締役、代表取締役の全員が辞任し、別の者が全員新た

に選任されて就任した（代表取締役は株主総会の決議で選定） 460

3-2-5 代表取締役が取締役及び代表取締役を辞任し、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は株主総会の決議で選定） 468

3-2-6 代表取締役が取締役及び代表取締役を辞任し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は株主総会の決議で選定） 476

3-2-7 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し（取締役としては残る）、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は株主総会で選定） 482

3-2-8 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し（取締役としては残る）、新たに選任された取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は取締役の互選で選定） 488

3-2-9 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し（取締役としては残る）、他の既存の取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は株主総会で選定） 497

3-2-10 代表取締役が代表取締役の地位のみを辞任し（取締役としては残る）、他の既存の取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は取締役の互選で選定） 502

3-2-11 代表取締役が死亡して、新たに取締役を選任し、他の既存の取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は株主総会で選定） 507

3-2-12 代表取締役が死亡して、他の既存の取締役が代表取締役に就任した（代表取締役は株主総会で選定） 514

3 役員の氏名・住所の変更 520

3-3-1 取締役の住所が変更した 520

3-3-2 役員の氏名が変更した 524

3-3-3 役員の氏名が変更し、同時に旧氏名の記録の申出をした 527




【凡例】

本書における法令・規則名の略称は次のとおりです。

・会	会社法
・整備法	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
・会附則	会社法附則(平成26年6月27日法第90号)
・商登	商業登記法
・商登規	商業登記規則

本書における書式記載例の印鑑の意味は次のとおりです。

なお、「第1編第2章第2節**5** 押印規定の見直し」も参照ください。

	代表取締役(代表権を有する取締役を含みます)が法務局に届け出た印鑑 いわゆる会社の実印
	個人が市区町村に登録している印鑑 いわゆる個人の実印
	個人の印鑑(認印でも差し支えありません)

【主な参考文献】

- ・松井信憲 著『商業登記ハンドブック(第4版)』商事法務
- ・寛康生 他編『全訂第3版 詳解商業登記』きんざい

第1編

役員変更登記の概説

株式会社と特例有限会社の機関について

平成18年5月1日に施行された会社法により、株式会社と有限会社の統合が図られ、有限会社は取締役会を設置していない株式会社（特定有限会社）とされました。しかしながら、株式会社と特例有限会社では機関設計が異なり、役員に関する登記事項も一部異なります。

ここでは、まずそれぞれの機関の特徴を確認します。

1 公開会社と非公開会社

平成18年5月1日に施行された会社法（平成17年法律第86号）により、株式会社において必要な機関は株主総会のほか、取締役を1名以上置けばよいこととされ、取締役会を設置するかどうかについては原則として会社が任意に選択することができるようになりました。また、株式会社と有限会社の統合が図られ、有限会社は法律上、取締役会を設置していない株式会社（特例有限会社）とされました。

株式会社は、その会社の株式の譲渡が自由にできるかどうかで、公開会

社（発行する株式の全部又は一部に譲渡制限の規定がなく、株式の譲渡が自由にできる株式会社）と、非公開会社（発行する株式の全部に譲渡制限の規定があり、株式の譲渡が自由にできない株式会社）に大きく分けることができます。公開会社は、取締役会を設置する必要がある等、機関構成にいろいろ制限がありますが、非公開会社は、取締役会を設置せずに取締役1名のみのもので株式会社も可能です。

なお、本書では、日本国内の大部分の株式会社が該当する非公開会社を前提として解説しています。

2 取締役会設置会社と取締役会非設置会社

株式の譲渡制限の規定を設けている非公開会社の株式会社において、前述のとおり取締役会を設置するかどうかについては、任意に選択できます。

そして、株式会社の場合、取締役会を設置している会社（取締役会設置会社）であるか、設置していない会社（取締役会非設置会社）であるかによって、必要な機関や役員の人数、登記申請の際の添付書類等が異なります。また、有限会社は法律上、取締役会を設置していない株式会社とされていますが、登記事項などが一部異なります。

本書では、①取締役会設置会社の株式会社、②取締役会非設置会社の株式会社、③有限会社、の3つの類型に分けてそれぞれケースごとの登記申請書類の書式例を紹介しています。3つの類型のそれぞれの特徴は次ページのとおりです。

【取締役会設置会社の株式会社の特徴】

- ・取締役会を設置し、取締役が3名以上必要
- ・監査役を設置し、監査役1名以上必要（なお、株式譲渡制限の規定がある非公開会社の場合、監査役の代わりに会計参与を置くことが可能
- ・取締役と監査役を合わせて役員が4名以上必要
- ・役員任期は原則として取締役2年、監査役4年（非公開会社の場合、定款の定めにより最長10年まで延長可能）
- ・監査役には取締役会への出席義務あり（ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、監査役に取締役会への出席義務なし）

【取締役会非設置会社の株式会社の特徴】

- ・取締役は最低1名でよい（なお、取締役が3名以上いたとしても取締役会を設置する義務なし）
- ・監査役設置は任意なので、役員としては取締役1名以上いればよい
- ・定款に株式の譲渡制限の規定があり非公開会社であることが必要
- ・役員任期は原則として取締役2年（非公開会社の場合、定款の定めにより最長10年まで延長可能）

【有限会社の特徴】

- ・取締役は最低1名でよい
- ・取締役会を設置することはできない
- ・監査役設置は任意なので、役員としては取締役1名以上いればよい
- ・役員任期の定めはない（定款で任期を定めることは可能）

3 取締役、代表取締役、監査役について

(1) 取締役

株式会社には取締役を1名以上置く必要があり、株式会社の常設の機関です(会326 I)。取締役会非設置会社において、取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社の業務を執行し、取締役が2名以上ある場合には、会社の業務は取締役の過半数をもって決定します(会348)。また、取締役会設置会社において、取締役は、取締役会を組織して、業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定及び解職の職務を行います(会362)。

① 取締役の員数について

株式会社における取締役の必要な員数については、取締役会の設置の有無により異なり、取締役会非設置会社であれば最低1名いれば足りませんが、取締役会設置会社であれば3名以上置く必要があります(会331 V)。なお、定款において取締役の員数を法律上の最低員数より加重して定めることも可能です。

② 取締役の選任について

取締役の選任は株主総会の決議によります(会329 I)。取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければなりません(会341 I)。

なお、選任された取締役の候補者は、その就任を承諾した時に取締役に就任します。

③ 取締役の任期について

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとされています。ただし、定款又は株主総会の決議によって任期を短縮することができます。また、非公開会社（指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社を除く）においては、定款によって任期を選任10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することもできます（会332）。

なお、有限会社の場合は、定款で別段の定めがない限り、取締役任期はありません（整備法18）。

④ 取締役の退任について

取締役は、任期の満了により退任します。その他、辞任や解任、死亡、後見開始等の事由によっても退任します。

取締役は株主総会の決議により解任することができます（会339 I）。決議の要件は選任の場合と同様です（会341 I）。

取締役が任期満了又は辞任により退任したことで、会社法又は定款で定められている取締役の員数を欠いた場合、退任した取締役は新たに選任された取締役が就任するまで、なお取締役としての権利義務を有するとされています。そのため、新たに選任された取締役の就任の登記と同時に、権利義務を有する取締役は任期満了又は辞任による退任の登記をすることができません。

(2) 代表取締役

代表取締役は、会社を代表する取締役であり、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しています（会349）。

① 代表取締役の選定

取締役会設置会社では、取締役会は取締役の中から代表取締役を選定します（会362 III）。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行います（会369 I）。

著者略歴

司法書士・行政書士

永 潤 圭一 (ながふち けいいち)

早稲田大学政治経済学部政治学科卒業

筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻修了

現在、司法書士・行政書士ながふち事務所代表

E-mail info@nagafuchi.net

URL <https://www.nagafuchi.net/>

【3訂版】ケース別

株式会社・有限会社の役員変更登記の手続

平成27年8月20日 初版発行
令和5年1月20日 3訂初版

検印省略



日本法令®

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール syuppan@horei.co.jp

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール book.order@horei.co.jp

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構 (電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© K. Nagafuchi 2023. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72953-3